

執行役選任理由

氏 名	理 由
根 岸 一 行	根岸一行氏を執行役に選任した理由は、同氏は、主要子会社である日本郵便株式会社等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
飯 塚 厚	飯塚厚氏を執行役に選任した理由は、同氏は、財務省等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
加 藤 進 康	加藤進康氏を執行役に選任した理由は、同氏は、主要子会社である株式会社かんぽ生命保険における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
山 代 裕 彦	山代裕彦氏を執行役に選任した理由は、同氏は、三井不動産リアルティ株式会社の代表取締役副会長等を歴任しており、その豊富な経験と実績を活かして当社の重要な業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
浅 井 智 範	浅井智範氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社経理・財務部門等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
林 俊 行	林俊行氏を執行役に選任した理由は、同氏は、国土交通省における経験及び当社執行役の経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
池 田 明	池田明氏を執行役に選任した理由は、同氏は、三井不動産株式会社等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
中 俣 力	中俣力氏を執行役に選任した理由は、同氏は、日本電気株式会社における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
飯 田 恭 久	飯田恭久氏を執行役に選任した理由は、同氏は、楽天株式会社等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
櫻 井 誠	櫻井誠氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社事業部門等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

氏 名	理 由
柿 木 彰	柿木彰氏を執行役に選任した理由は、同氏は、株式会社野村総合研究所等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
砂 山 直 輝	砂山直輝氏を執行役に選任した理由は、同氏は、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
目 黒 健 司	目黒健司氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社及び主要子会社である日本郵便株式会社等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
美 並 義 人	美並義人氏を執行役に選任した理由は、同氏は、財務省及び主要子会社である日本郵便株式会社等において豊富な業務経験を有しており、その豊富な経験と実績を活かして当社の業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
西 口 彰 人	西口彰人氏を執行役に選任した理由は、同氏は、主要子会社である日本郵便株式会社等において豊富な業務経験を有しており、その豊富な経験と実績を活かして当社の業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
高 橋 康 弘	高橋康弘氏を執行役に選任した理由は、同氏は、東京海上日動火災保険株式会社及び主要子会社である日本郵便株式会社等において豊富な業務経験を有しており、その豊富な経験と実績を活かして当社の業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
大 西 徹	大西徹氏を執行役に選任した理由は、同氏は、主要子会社である株式会社かんぽ生命保険において豊富な業務経験を有しており、その豊富な経験と実績を活かして当社の業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
三 苦 倫 理	三苦倫理氏を執行役に選任した理由は、同氏は、主要子会社である日本郵便株式会社の執行役員としての経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行、特に首都直下地震発生時における緊急の業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
三 谷 暢 宣	三谷暢宣氏を執行役に選任した理由は、同氏は、株式会社電通における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
牧 寛 久	牧寛久氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社人事部等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

氏 名	理 由
中 畑 育 子	中畑育子氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社総務部等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
西 田 晃 久	西田晃久氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社内部監査部等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
若 林 勇	若林勇氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社秘書部等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
伊 藤 友 理	伊藤友理氏を執行役に選任した理由は、同氏は、検事・弁護士の経歴を通じて培った法律の専門家としての経験及び当社コンプライアンス統括部における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
小 宮 昭 夫	小宮昭夫氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社グループ IT 統括部等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
倉 田 泰 樹	倉田泰樹氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社及び主要子会社である日本郵便株式会社等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
竹 中 正 博	竹中正博氏を執行役に選任した理由は、同氏は、総務省及び主要子会社である日本郵便株式会社等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
赤 尾 法 彦	赤尾法彦氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社人事部等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
鎌 田 真 弓	鎌田真弓氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社 CX デザイン部等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
小 町 厚 二	小町厚二氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社及び主要子会社である日本郵便株式会社の内部監査部等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

氏 名	理 由
堀 口 浩 司	堀口浩司氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社及び主要子会社である日本郵便株式会社における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
小 川 真 郷	小川真郷氏を執行役に選任した理由は、同氏は、主要子会社である日本郵便株式会社における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。